

# 古物商・古物市場主の許可を受けている方へ

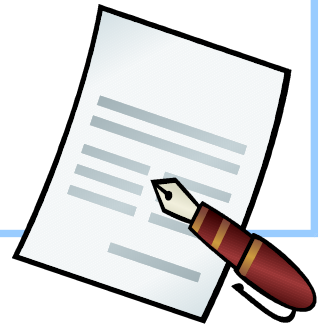
古物営業法の一部を改正する法律の施行により、古物営業法の内容が大きく変わります。主な改正点は「許可単位の見直し」、「欠格事由の追加」、「簡易取消の新設」、「営業制限の見直し」です。

「許可単位の見直し」に伴い、現に古物商・古物市場主の許可を受けている方は

## 主たる営業所等届出書

を警察署に提出しなければなりません。

所定の日までにこの届出をしないと、**許可が失効**してしまい、引き続き営業しようとする場合は、改めて許可申請をしなければなりません。



### 【許可単位の見直し】

主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けることで、その他の都道府県に営業所を設ける場合には届出で足りることになりました。

これに伴い、現に古物営業及び古物市場主許可を受けている方は、法人・個人の別、営業所の有無、営業所の数に関わらず、平成30年10月24日から改正法の施行日（平成30年4月25日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）の前日までに、主たる営業所の所在地（営業所の無い方は住所地）を管轄する**警察署に「主たる営業所等届出書」を提出**しなければなりません。

**所定の日までにこの届出をしないと、許可が失効**してしまいます。

営業所が1つの場合も、そこが主たる営業所となり届出が必要です。

### 【欠格事由の追加】 ※平成30年10月24日から施行

「窃盗の罪で罰金の刑に処せられ5年を経過しない者」「暴力団員やその関係者」が、現に許可を受けているときはその許可を「取消し」、新たに許可を受けようとする場合は「不許可」となります。

### 【簡易取消しの新設】 ※平成30年10月24日から施行

古物商や古物市場主の所在がわからない場合に、公安委員会が官報で公告を行い、30日を経過しても申し出がない場合は、許可を取り消すことができることになりました。

### 【営業制限の見直し】 ※平成30年10月24日から施行

古物商は、事前に公安委員会に仮設店舗の日時・場所の届出をすれば、営業所や相手方の住所、居所以外の仮設店舗でも古物を受け取ることができることになりました。

「仮設店舗営業届出書」は、仮設店舗を設けようとする場所を管轄する警察署長に3日前までに提出しなければなりません。

また、仮設店舗には古物営業法施行規則で定める「標識を掲示し、帳簿を備え付け」なければなりません。

「主たる営業所等届出書」や「仮設店舗営業届出書」の用紙は、北海道警察ホームページからダウンロード又は警察署生活安全課窓口でも配布しています。

詳しくは、警察署生活安全課許可係にお問い合わせください。

